

MICSマルチメディア通信網サービス インターネット接続サービス

サービス契約約款

MICS Cable(I型)

MICS@AIR

ダイヤルアップ(C型)

IP電話サービス利用規約

個人情報保護について

クレジットカード支払いによる特約

電気通信事業 第26条に基づく提供条件の概要表示

2011年2月1日

ミクスネットワーク株式会社



インターネット接続サービス契約約款

第1章	総則	1
第1条	(約款の適用)	1
第2条	(約款の変更)	1
第3条	(用語の定義)	1
第4条	(インターネット接続サービスの区域)	2
第2章	契約	2
第5条	(契約の単位)	2
第6条	(契約者回線の終端)	2
第7条	(収容インターネット接続サービス取扱所)	2
第8条	(契約申込の方法)	2
第9条	(契約申込の承諾)	2
第10条	(最低利用期間)	3
第11条	(契約者回線の移転)	3
第12条	(契約者回線の異経路)	3
第13条	(契約者回線の一時中断)	3
第14条	(利用の休止)	3
第15条	(その他の契約内容の変更)	3
第16条	(契約に基づく権利の譲渡の禁止)	3
第17条	(契約者の地位の承継)	3
第18条	(契約者の氏名等の変更の届出)	3
第19条	(契約者が行う契約の解除)	3
第20条	(MICSが行う契約の解除)	3
第21条	(付加機能の提供)	4
第22条	(付加機能の一時中断)	4
第3章	端末設備	4
第1節	端末設備の提供	4
第23条	(契約者へのケーブルモデムの提供等)	4
第24条	(ケーブルモデムに異常が生じた場合の措置)	4
第25条	(端末設備の移転)	4
第2節	自営端末設備の接続	4
第26条	(自営端末設備の接続)	4
第27条	(自営端末設備に異常がある場合の検査)	5
第4章	回線相互接続	5
第28条	(自営電気通信設備の接続)	5
第29条	(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)	5
第30条	(他社回線の接続)	5
第31条	(他社回線接続の変更)	5
第32条	(他社回線接続の廃止)	5
第5章	利用中止及び利用停止	5
第33条	(利用中止)	5
第34条	(利用停止)	6
第6章	通信	6
第35条	(通信の条件)	6
第36条	(通信の利用の制限等)	6
第37条	削除	
第7章	料金等	7
第1節	料金及び工事に関する費用	7
第38条	(料金及び工事に関する費用)	7
第2節	料金等の支払義務	7
第39条	(定額利用料等の支払義務)	7
第40条	削除	
第41条	(工事費の支払義務)	7
第42条	(料金等の減免)	7
第3節	料金の計算及び支払い	8
第43条	(料金の計算方法等)	8

インターネット接続サービス契約約款

第44条	(課金開始日).....	8
第45条	(従量利用料等の算定).....	8
第46条	(料金等の支払い).....	8
第4節	割増金及び延滞利息.....	8
第47条	(割増金).....	8
第48条	(延滞利息).....	8
第5節	端数処理.....	8
第49条	(端数処理).....	8
第8章	保 守.....	8
第50条	(MICSの維持責任).....	8
第51条	(契約者の維持責任).....	8
第52条	(インターネット接続サービス契約者の切分責任).....	8
第53条	(修理又は復旧の順位).....	9
第54条	(修理又は復旧の場合の暫定措置).....	9
第9章	損害賠償.....	9
第55条	(責任の制限).....	9
第56条	(免責).....	9
第10章	雑 則.....	10
第57条	(承諾の限界).....	10
第58条	(利用に係る契約者の義務).....	10
第59条	(インターネット接続サービス契約者からの契約者回線の設置場所の提供等).....	10
第60条	(インターネット接続サービス契約者からの電気の提供).....	10
第61条	(技術的事項及び技術資料の閲覧).....	10
第11章	付帯サービス.....	10
第62条	(IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行).....	10
料金表		
Cable インターネット接続サービス料金 (I 型) 11		
ダイヤルアップ接続サービス料金 (C 型) 12		
MICS@AIR接続サービス料金 13		
加入契約料..... 13		
工事に関する費用 13		
付加機能利用料 13		
追加手数料..... 13		
付帯サービス料金表..... 15		
別表1	新聞社等の基準.....	15
別表2	自営端末設備又は自営電気通新設備が適合すべき技術基準及び技術的条件.....	15
別表3	MICS相互接続事業者.....	15
別表4	インターネット接続サービスにおける基本的な技術的事項.....	16
別表5	技術資料項目.....	16
別表6	機器使用料.....	16
附則..... 16		
附則(平成 18 年 8 月 1 日) 16		
個人情報について..... 17		
クレジットカード支払いに関する特約..... 21		
改正電気通信事業 第 26 条に基づく提供条件の概要表示..... 22		
IP 電話利用規約..... 22		

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

ミクスネットワーク株式会社(以下「MICS」といいます)は電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)及びその他法令規定に基づき、このインターネットサービスを提供します。

- 2 前項のほか、MICSは、インターネット接続サービスに附帯するサービス(MICSが別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)をこの約款により提供します。

第2条 (約款の変更)

MICSは、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1.電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2.電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3.マルチメディア通信網	MICSが設置する主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4.インターネット接続サービス	MICSのマルチメディア通信網サービス取扱所に設置されている交換設備と契約の申込者が指定する場所に設置されているケーブルモデムとの間をMICSが提供するケーブルテレビジョン網による契約者回線で接続して、インターネットプロトコルによる相互接続通信を提供するマルチメディア通信網サービス
5.インターネット接続サービス取扱所	インターネット接続サービスを提供するためにMICSの電気通信設備が設置されている事業所
6.MICS	そのインターネット接続サービスに関する契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所
7.取扱所交換設備	インターネット接続サービス取扱所にMICSが設置する交換設備
8.インターネット接続サービス契約	MICSからインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
9.インターネット接続サービス契約者	MICSとインターネット接続サービス契約を締結している者
10.契約者回線	インターネット接続サービス契約に基づいて、取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間で設置される電気通信回線
11.収容インターネット接続サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているインターネット接続サービス取扱所
12.ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)等によって割り当てられる名称
13.IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス。IPアドレスは財団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)等によって割り当てます。
14.相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
15.協定事業者	MICSと相互接続協定を締結している電気通信事業者で別表3に掲げる者
16.インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
17.外部インターネット	協定事業者が提供する通信回線を介して接続されるマルチメディア通信網外部のインターネット通信網又はそのインターネット通信網サービス
18.契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 相互接続点(この欄の(3)に規定するものを除きます。)

	(3) インターネット接続事業者との相互接続点 (4) その他MICSが必要により設置する電気通信設備
19. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
20. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
21. 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
22. ケーブルモデム	MICSが設置する端末設備で、契約者回線の終端に位置し端末設備とインターネット接続サービスに係る設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備
23. 技術基準等	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)及び回線端末等の接続の技術基準
24. 消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
29. IP 電話サービス	契約者の電話機等(契約者が IP 電話接続機器に接続して利用する電話端末等をいいます。)から入力された音声等をデジタル化し、インターネットプロトコルによる通話を提供するサービス。
29-1. IP 電話サービス接続機器	IP 電話サービスを利用するために必要となるアダプタ又はモデム等の機器

第4条 (インターネット接続サービスの区域)

MICSは、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、インターネット接続サービスの需要と供給の見込み等を考慮してインターネット接続サービス区域を設定します。

2 MICSはインターネット接続サービス区域をMICSにおいて閲覧に供します。

第2章 契約

第5条 (契約の単位)

MICSは、インターネット接続サービス契約に基づき設置する1のケーブルモデムにつき1のインターネット接続サービス契約を締結します。この場合、インターネット接続サービス契約者は、1のインターネット接続サービス契約につき1人に限ります。

第6条 (契約者回線の終端)

MICSは、インターネット接続サービス契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、ケーブルモデムを設置しこれを契約者回線の終端とします。

2 MICSは、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

第7条 (収容インターネット接続サービス取扱所)

契約者回線は、そのインターネット接続サービス区域内のインターネット接続サービス取扱所であって、MICSが指定するインターネット接続サービス取扱所に収容します。

2 MICSは、第54条(修理又は復旧の場合の暫定措置)の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容インターネット接続サービス取扱所を変更することがあります。

第8条 (契約申込の方法)

インターネット接続サービス契約の申込をするときは、次に掲げる事項について記載した所定の契約申込書をMICSに提出していただきます。

- (1) 契約者回線の終端とする場所
- (2) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

第9条 (契約申込の承諾)

MICSは、インターネット接続サービス契約の申込があったときは、これを承諾するものとします。

2 申込に係るサービスの提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、MICSが必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

3 MICSは、前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、インターネット接続サービス契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) インターネット接続サービス契約の申込をした者がインターネット接続サービス等の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) インターネット接続サービス契約の申込者が第34条(利用停止)に該当するとき。
- (4) インターネット接続サービスの申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき。

(5) その他MICSの業務の遂行上著しい支障があるとき。

第10条 (最低利用期間)

インターネット接続サービスについては、異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、インターネット接続サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間とします。ただし契約の種別の変更があった場合は、変更前の契約者回線の提供を開始した日から起算します。
- 3 インターネット接続サービス契約者は、前項の最低利用期間内にインターネット接続サービス契約の解除があった場合は、第39条(定額利用料等の支払義務)及び第43条(料金の計算方法等)の規定にかかわらず、MICSが定める期日までに、残余の期間に対応する定額利用料等(定額利用料の加算額を含めた額に消費税相当額を加算した額とします。以下この条において同じとします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。

第11条 (契約者回線の移転)

インターネット接続サービス契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、MICSは、第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第12条 (契約者回線の異経路)

MICSは、MICSの業務の遂行上支障がない場合において、インターネット接続サービス契約者の請求に基づきその契約者回線を通常の経路以外のMICSが指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置する場合があります。

第13条 (契約者回線の一時中断)

MICSは、インターネット接続サービス契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第14条 (利用の休止)

MICSは、インターネット接続サービス契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の休止(再利用をする事を条件に契約者回線及びMICSの設置した回線接続装置の撤去をする事。)を行います。

- 2 前項の期間は6ヶ月を限度とします。この期間を経過後1ヶ月を過ぎても再開の申し出がない場合は、その時点でインターネット接続サービス契約は解除されたものとします。

第15条 (その他の契約内容の変更)

MICSは、インターネット接続サービス契約者から請求があったときは、第8条(契約申込の方法)第1項第2号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、MICSは、第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第16条 (契約に基づく権利の譲渡の禁止)

インターネット接続サービス契約者がインターネット接続サービス契約に基づいてインターネット接続サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第17条 (契約者の地位の承継)

相続又は法人の合併によりインターネット接続サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、MICS所定の書面にこれを証明する書類を添えてMICSに速やかに届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人をMICSに対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 MICSは、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 インターネット接続サービス契約者の地位の承継の届出があったときは、MICSは、第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第18条 (契約者氏名等の変更の届出)

インターネット接続サービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかにMICSに届け出ていただきます。

- 2 前項の届出があったときは、MICSは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第19条 (契約者が行う契約の解除)

インターネット接続サービス契約者は、インターネット接続サービス契約を解除しようとするときはそのことを予めMICSに書面により通知していただきます。

第20条 (MICSが行う契約の解除)

MICSは、第34条(利用停止)の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされたインターネット接続サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、インターネット接続サービス契約を解除することがあります。

- 2 MICSは、インターネット接続サービス契約者が第34条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がMICSの業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでそのインターネット接続サービス契約を解除することがあります。

- 3 MICSは、第2項の規定により、そのインターネット接続サービス契約を解除しようとするときは、予めインターネット接続サービス契約者にそのことを通知します。

第21条 (付加機能の提供)

MICSは、インターネット接続サービス契約者から請求があったときは、そのインターネット接続サービス契約について届出料金表に定めるところにより付加機能を提供します。

- 2 MICSは、付加機能に係るインターネット接続サービス契約が解除される時、その契約に係る付加機能契約を解除します。

第22条 (付加機能の一時中断)

MICSは、付加機能を利用しているインターネット接続サービス契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

第3章 端末設備

第1節 端末設備の提供

第23条 (契約者へのケーブルモデムの提供等)

MICSは、原則として、インターネット接続サービス契約者が指定する場所においてインターネット接続サービス契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備とケーブルモデムとを接続します。

- 2 MICSが契約に基づき設置するケーブルモデムに必要な電気は、インターネット接続サービス契約者から提供していただきます。またMICSが契約に基づき設置する契約者回線設置に伴い電気が必要な場合はインターネット接続サービス契約者に提供していただきます。
- 3 インターネット接続サービス契約者は加入契約が解除されたときは、ケーブルモデムをMICSに返還するものとします。

第24条 (ケーブルモデムに異常が生じた場合の措置)

インターネット接続サービス契約者は、次のことを守るものとします。

- (1) MICSの承諾がある場合を除き、ケーブルモデムの移動、取りはずし、変更、分解又は損壊をしないこと。
- (2) ケーブルモデムを善良な管理者の注意をもって管理すること。

- 2 インターネット接続サービス契約者は、ケーブルモデムに故障が生じたときは、直ちにその旨をMICSに通知するものとします。
- 3 前項の通知があったときは、MICSの社員又はMICSが指定する業者がその原因を調査し、及び当該装置の修理を行うものとします。
- 4 第2項の故障がインターネット接続サービス契約者の責に帰すべき事由により生じたときは、当該故障の調査及び修理に関して要した費用は、インターネット接続サービス契約者に負担していただきます。
- 5 第3項の調査の結果、ケーブルモデムに故障がないことが明らかとなったときは、インターネット接続サービス契約者は、MICSに対し当該調査に関して要した費用を支払うものとします。

第25条 (端末設備の移転)

MICSは、インターネット接続サービス契約者から請求があったときは、インターネット接続サービス契約者の負担によりMICSが提供する端末設備の移転を行います。

第2節 自営端末設備の接続

第26条 (自営端末設備の接続)

インターネット接続サービス契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、別表2の技術基準及び技術的条件に適合することについて指定認定機関(電気通信事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。以下同じとします。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、MICS所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- 2 MICSは、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- (1) その接続が別表2の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - (2) その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- 3 MICSは、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が別表2の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 前項の検査を行う場合、MICSの係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 インターネット接続サービス契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- 6 インターネット接続サービス契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。

7 インターネット接続サービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、MICSに通知していただきます。

第27条 (自営端末設備に異常がある場合の検査)

MICSは、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、インターネット接続サービス契約者に、その自営端末設備の接続が別表2の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、インターネット接続サービス契約者は正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行う場合、MICSの係員は、所定の証明書を提示します。

3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が別表2の技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、インターネット接続サービス契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

第4章 回線相互接続

第28条 (自営電気通信設備の接続)

インターネット接続サービス契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載したMICS所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2 MICSは、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が別表2の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

(2) その接続によりMICSの電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3 MICSは、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除き、その接続が別表2の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

4 前項の検査を行う場合、MICSの係員は、所定の証明書を提示します。

5 インターネット接続サービス契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

6 インターネット接続サービス契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。

7 インターネット接続サービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、MICSに通知していただきます。

第29条 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第27条(自営端末設備に異常がある場合の検査)の規定に準じて取り扱います。

第30条 (他社回線の接続)

インターネット接続サービス契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線とMICS以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線(以下「他社回線」といいます。)との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載したMICS所定の書面をMICSに提出していただきます。

2 MICSは、前項の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。

第31条 (他社回線接続の変更)

インターネット接続サービス契約者は前条において届け出た内容を変更しようとするときは、速やかにその旨をMICSに通知するものとします。

第32条 (他社回線接続の廃止)

インターネット接続サービス契約者は第30条(他社回線の接続)の規定により届け出た内容を廃止しようとするときは、速やかにその旨をMICSに通知するものとします。

第5章 利用中止及び利用停止

第33条 (利用中止)

MICSは、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

(1) MICSの電気通信設備の保守上又は工世上やむを得ないとき。

(2) 第36条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

インターネット接続サービス契約約款

- 2 MICSは、前項の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するときは、予めそのことをインターネット接続サービス契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第34条 (利用停止)

MICSは、インターネット接続サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内でMICSが定める期間(そのインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったインターネット接続サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第58条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又はMICSの提供する電気通信サービスに係る電気通信回線をMICSの承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 第27条(自営端末設備に異常がある場合の検査)若しくは第29条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)の規定に違反してMICSの検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果別表5の技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

- 2 MICSは、前項の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をするときは、予めその理由、利用停止をする日及び期間をインターネット接続サービス契約者に通知します。

第6章 通信

第35条 (通信の条件)

インターネット接続サービスの契約者回線から収容インターネット接続サービス取扱所に接続して行う通信は、MICSが別に定めるところに従って契約者識別符号及びケーブルモデム識別符号を送信することにより行うことができます。

第36条 (通信利用の制限等)

MICSは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線(MICSがそれらの機関との協議により定めたものに限りません。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安庁の機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関
選挙管理機関
別表1の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき又はその通信が発信者により予め設定された数を超える交換設備を経由することとなる時は、通信が相手先に着信しないことがあります。

第37条 削除

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第38条 (料金及び工事に関する費用)

MICSが定めるインターネット接続サービスの料金及び工事に関する費用は、届出料金表(以下「料金表」といいます。)に規定するほか、事業法施行規則第19条の2に基づきMICSが別に定める料金とします。

第2節 料金等の支払義務

第39条 (定額利用料等の支払義務)

契約者は、その契約に基づいてMICSが契約者回線又は端末設備若しくは付加機能の提供を開始した日から起算して、契約の解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表に規定する料金(以下この条において「定額利用料等」といいます。)の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払は、次によります。

(1)利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の定額利用料等の支払を要します。

(2)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の定額利用料等の支払を要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は次の場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払を要します。

区 別	支払を要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことをMICSが知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことをMICSが知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての定額利用料金等
2 第14条(利用の休止)の規定による利用の休止期間が発生したとき。	利用の休止を開始した日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての定額利用料金等
3 第11条(契約者回線の移転)の規定による移転に伴って、インターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合によりインターネット接続サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての定額利用料金等

3 MICSは、支払を要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。

4 MICSは特殊な場合を除き、原則として契約者に対し、請求書の発行は行わないものとします。

第41条 (工事費の支払義務)

インターネット接続サービス契約の申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、インターネット接続サービス契約者は、MICSが別に定める工事費に係る料金表に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、MICSは、その工事費を返還します。

2 インターネット接続サービス契約の解除等によりMICSが設置した電気通信設備等の撤去を行う場合は、インターネット接続サービス契約者は、MICSが別に定める工事費に係る料金表に規定する工事費の支払いを要します。

3 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、第1項の規定にかかわらず、インターネット接続サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、MICSが別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第42条 (料金等の減免)

MICSは、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定に関わらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

2 MICSは、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のMICS取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

第3節 料金の計算及び支払い

第43条 (料金の計算方法等)

MICSは、インターネット接続サービス契約者がその契約に基づき支払う利用料金（以下この条において「定額利用料等」といいます。）は暦月に従って計算します。

- 2 MICSは、次の場合が生じたときは、定額利用料等をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 暦月の初日以外の日にインターネット接続サービスの提供の開始(付加機能又は端末設備の提供についてはその提供開始)があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にインターネット接続サービス契約の解除(付加機能又は端末設備の提供についてはその廃止)があったとき。
 - (3) 暦月の初日にインターネット接続サービスの提供の開始(付加機能又は端末設備の提供についてはその提供開始)を行い、その日にその契約の解除(付加機能又は端末設備についてはその廃止)があったとき。この場合の利用日数は1日とみなします。
 - (4) 暦月の初日以外の日に付加機能の変更等により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の定額利用料等は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第39条(定額利用料等の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- 3 第2項の規定による定額利用料等の日割りは暦日数により行います。この場合、第39条第2項第3号の表の1に規定する料金の算出にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 4 品目の変更による定額利用料等は、変更前と変更後の品目の定額利用料等を比較し、その料金額の少ない品目の定額利用料等を変更月に適用します。

第44条 (課金開始日)

インターネット接続サービスの利用料金の開始日は、インターネット接続サービス契約に基づき、契約者回線の終端に接続するMICSが提供する端末設備又は電気通信設備の設置が完了し、MICSの社員又はMICSの指定する業者が動作を確認できた日の翌日をもって契約サービスの開始日とし、その日を課金開始日とします。

第46条 (料金等の支払い)

インターネット接続サービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、MICSが定める期日までに、MICS又はMICSが指定する金融機関等において支払っていただきます。クレジットカードの範囲内で契約者が指定するクレジットカードで、クレジット会社の規定に基づいて、お支払いいただけます。ただし、料金表に特段の支払い方法の定めがあるときは、その定めるところによります。

- 2 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第4節 割増金及び延滞利息

第47条 (割増金)

インターネット接続サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、MICSが別に定める方法により支払っていただきます。

第48条 (延滞利息)

インターネット接続サービス契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金としてMICSが別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 端数処理

第49条 (端数処理)

MICSは、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第8章 保守

第50条 (MICSの維持責任)

MICSは、MICSの設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第51条 (契約者の維持責任)

インターネット接続サービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表2の技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

第52条 (インターネット接続サービス契約者の切分責任)

インターネット接続サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(MICSが別に定めるところによりMICSと保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとし

インターネット接続サービス契約約款

ます。)が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他MICSの電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、MICSに修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、インターネット接続サービス契約者から請求があったときは、MICSが別に定める方法により試験を行い、その結果をインターネット接続サービス契約者にお知らせします。
- 3 MICSは、前項の試験によりMICSが設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、インターネット接続サービス契約者の請求によりMICSの係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、インターネット接続サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第53条 (修理又は復旧の順位)

MICSは、MICSの設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第36条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその契約者回線に係る電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定によりMICSがそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの (個人情報保護) 当社が行う個人情報の保護については、別紙1の規定に準じます。 選挙管理機関に設置されるもの 別表1の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第54条 (修理又は復旧の場合の暫定措置)

MICSは、MICSの設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその収容インターネット接続サービス取扱所を変更することがあります。

第9章 損害賠償

第55条 (責任の制限)

MICSは、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、MICSの責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度)として、24時間以上その状態が連続したときに限り、インターネット接続サービス契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、MICSは、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることをMICSが知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスに係る別に定める料金表に規定する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、第43条(料金の計算方法等)第3項及び第49条(端数処理)の規定に準じて取り扱います。
- 4 第1項の場合において、MICSの故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第56条 (免責)

MICSは、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、インターネット接続サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、そ

れがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 MIC Sは、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、別表 2 の技術的条件の規定の変更(取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、MIC Sは、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑 則

第57条 (承諾の限界)

MIC Sは、インターネット接続サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等MIC Sの業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

第58条 (利用に係る契約者の義務)

MIC Sは、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、インターネット接続サービス契約者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとします。

- 2 インターネット接続サービス契約者は、MIC S又はMIC Sの指定する業者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため設備に係る敷地、家屋、構築物への立ち入りを求めた場合は、協力をするものとします。

- 3 インターネット接続サービス契約者は、MIC Sから発行されたアカウント名及びパスワードの管理の責任を負うものとします。アカウント名及びパスワードを忘れた場合は、速やかにMIC Sに届け出るものとします。

- 4 インターネット接続サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)インターネット接続サービス契約者は、違法に、又は公序良俗に反する態様においてインターネット接続サービスを利用しないこととし、インターネット接続サービスにおいて文章、写真、ソフトウェア等を公開する場合には、第三者の著作権、その他権利を侵害しないものとします。

(2)MIC Sがインターネット接続サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(3)通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(4)MIC Sが業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、MIC Sがインターネット接続サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5)MIC Sがインターネット接続サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

- 5 インターネット接続サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を忘失し、又はき損したときは、MIC Sが指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第59条 (インターネット接続サービス契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域を含みます。)又は建物内において、MIC Sが契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、そのインターネット接続サービス契約者から提供していただきます。

- 2 インターネット接続サービス契約者は、契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域を含みます。)又は建物内において、MIC Sの電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

第60条 (インターネット接続サービス契約者からの電気の提供)

MIC Sがインターネット接続サービス契約に基づき設置する端末設備に必要な電気は、インターネット接続サービス契約者から提供していただきます。

第61条 (技術的事項及び技術資料の閲覧)

インターネット接続サービスにおける基本的な技術的事項は、別表 4 のとおりとします。

- 2 MIC Sは、MIC Sのインターネット接続取扱所において、インターネット接続サービスを利用するうえで参考となる別表 5 の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第11章 付帯サービス

第62条 (IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行)

MIC Sは、マルチメディア通信網サービス契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのマルチメディア通信網サービス契約者に代わってJPNICまたはJPRS等にその契約者回線で使用するIPアドレスの割当て若しくは返却又はドメイン名の割当て、変更若しくは廃止の申請手続き等を行います。この場合、マルチメ

インターネット接続サービス契約約款

ディア通信網サービス契約者は、JPNICまたはJPRS等に対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。

- 2 前項の場合、マルチメディア通信網サービス契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表(申請手続き代行料等)に規定する手数料を支払っていただきます。
- 3 当社は一部のサービスにおいて、当社の指定するドメイン名を使用していただきます。
- 4 当社が貸与したIPアドレス以外は当社のマルチメディア通信網サービスに利用することが出来ません。
- 5 当社が貸与したIPアドレスはJPNICより当社が借用しているため、JPNIC及び当社の事情により変更する事があります。IPアドレス変更による契約者側で発生した費用について当社は負担致しません。
- 6 当社が貸与したIPアドレスは当社との契約が解除された時は返却していただきます。

第12章 個人情報保護

第63条 個人情報について別紙1のとおりとする。

料金表

通則

(料金表の適用)

1. インターネット接続サービスに関する料金及び工事に関する費用は、この料金表に規定するほか、電気通信事業施行規則第19条の2に基づきMICSが別に定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

2. MICSは、インターネット接続サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

(消費税表示について)

3. 約款第38条から第49条までの規定により、この料金表に係る料金及び工事に関する費用について支払いを要する額は、料金表に規定する額とする。料金表示は「総額表示方式」(消費税相当額を加算した額)とします。

(料金等の臨時減免)

4. MICSは、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(最低利用期間)

5. MICSは、インターネット接続サービスの最低利用期間は3ヶ月と設定させていただきます。最低利用期間内に解約の申込みがなされても、期日までの利用料金を支払っていただきます。

Cable インターネット接続サービス料金(I型)

1. 適用

インターネット接続サービス契約の料金は、品目別に定める定額利用料金を適用します。

2. 利用料

区 分		単 位	料 金 額
スタンダードタイプ	ケーブルモデム貸出料は含まれない。 電子メール利用料(1の電子メールアドレス容量10M及び電子メール蓄積容量100MB、メール保存期間90日)ホームページ利用料(1のホームページ蓄積容量100MB)を含む 通信速度は下り10Mbps、上り512Kbpsのベストエフォート型サービスです。	1の契約者回線ごとに月額	4,410円
Eタイプ	ケーブルモデム貸出料を含む。 電子メールの利用料(1の電子メールアドレス容量10Mおよび電子メール蓄積容量100MB、メール保存期間90日)ホームページ利用料(1のホームページ蓄積容量100MB)を含む 通信速度は下り1Mbps、上り192Kbpsのベストエフォート型サービスです。	1の契約者回線ごとに月額	2,100円
スーパータイプ	ケーブルモデム貸出料は含まれない。 電子メール利用料(1の電子メールアドレス容量10M及び電子メール蓄積容量100MB、メール保存期間90日)ホームページ利用料(1のホームページ蓄積容量100MB)を含む 通信速度は下り30Mbps、上り2Mbpsのベストエフォート型サービスです。	1の契約者回線ごとに月額	4,935円

インターネット接続サービス契約約款

シンプルタイプ	ケーブルモデム貸出料は含まれない。 電子メール利用料(1の電子メールアドレス容量 10M 及び電子メール蓄積容量 100MB、メール保存期間 90 日)ホームページ利用料(1のホームページ蓄積容量 100MB)を含む 通信速度は下り 3Mbps、上り 256Kbps のベストエフォート型サービスです。	1の契約者回線ごとに月額	3,045 円
SLタイプ	ケーブルモデム貸出料含む。 電子メール利用料(2の電子メールアドレス容量 10M 及び電子メール蓄積容量 100MB、メール保存期間 90 日)を含む ホームページ利用料(1のホームページ蓄積容量 100MB) IP アドレスは次の(1)、(2)から選択できます。 (1)個別グローバル IP を4つ。固定か DHCP の選択可能 (2)連続グローバル IP を8つ。固定のみ。JPNIC への割り当て申請を行います。(利用可能な IP アドレスは実質 5 個となります。)	1の契約者回線ごとに月額	15,750 円
SSタイプ	ケーブルモデム貸出料含む。 電子メール利用料、ホームページ利用料を含む。電子メール蓄積容量とホームページ蓄積容量の両者の和が1GBまで。 グローバル IP 固定1個	1の契約者回線ごとに月額	31,500 円
エコノミーサーバ	電子メール利用料、ホームページ利用料を含む。 1のドメイン維持管理料を含む。 電子メール蓄積容量とホームページ蓄積容量の両者の和が1GBまで。	1の契約者回線ごとに月額	21,000 円
EC	企業個人間で行う電子商取引の機能提供	1の契約者回線ごとに月額	21,000 円
備考	接続規格は 10Base-T・100BASE-TX です。		

I 型サービス契約に係る回線に接続する機器の提供に適用します。

料金は月額で定額料金を請求し、途中でご利用開始または契約解除の場合でも月額利用料の全額支払が必要です。

機器使用料

種類	品目	区分	単位	料金
一般	ケーブルモデム	モデム(DOCSIS 仕様)	1台ごとに	月額利用料 525 円
備考: 機器は当社指定品のみご利用になれます。				

変更手数料

- 適用
品目の変更に応じた定額料金を適用します。
- 変更手数料

区分	単位	料金額
変更手数料	品目の変更に係る請求ごと	1,050 円

ダイヤルアップ接続サービス料金(C型)

- 適用
C型サービス契約の料金は、定額利用料金を適用する。

2. 利用料

区 分		単 位	料金額
定額利用料金	電子メール利用料(1の電子メールアドレス容量 10M 及び電子メール蓄積容量 100MB、メール保存期間 90 日) ホームページ利用料(1のホームページ蓄積容量 100MB)	1 の契約者識別符 号ごとに月額	1,470 円

MICS@AIR接続サービス料金

1. 適用

MICS@AIRサービス契約の料金は、定額利用料金を適用する。

2. 利用料

区 分		単 位	料金額
定額利用料金	電子メール利用料(1の電子メールアドレス容量 10M 及び電子メール蓄積容量 100MB、メール保存期間 90 日) ホームページ利用料(1のホームページ蓄積容量 100MB)	1 の契約者識別符 号ごとに月額	1,470 円

加入契約料

1. 適用

定額の加入契約料を適用します。

2. 加入契約料

区 分	単 位	料金額
MICSがインターネットサービス契約の申込みを承諾したとき	1 のインターネット接続サービス契約ごとに	10,500 円

3. MICSは、約款第44条(課金開始日)に規定する課金開始日以前に契約の申込みの解除があり、既に加入契約料が支払われている場合は、加入契約料をお返しします。

4. 前項の場合を除き、MICSは、加入契約料はお返ししません。

工事に関する費用

1. 適用

加入形態及び工事の種類により定額料金を適用します。

2. 工事に関する費用

(1)1 戸建住宅の標準工事費

区 分		単 位	料金額
接続工事	新規加入の場合	1 工事ごとに	34,650 円
	すでに放送サービスに加入済みの方でインターネット接続サービスに追加加入の場合	1 工事ごとに	21,000 円
契約解除又は一時休止にともなう撤去工事		1 工事ごとに	10,500 円

(2)集合住宅の工事費

集合住宅の場合は、標準工事外とし、別途実費にて算出させていただきます。

付加機能利用料

1. 適用

付加機能別に定める定額料金を適用します。

2. 付加機能利用料

料金は月額で請求し、日割り料金は行わないものとします。

区 分		単 位	料金額
電子メール機能	1 のインターネット接続サービス契約に含める 1 の電子メールアドレスのほかに契約者の請求に基づき電子メールアドレスを追加するサービス	基本額(当社が割り当てる1の電子メールアドレス容量 10M (電子メール蓄積容量 100MB、メール保存期間 90 日)ごとに月額)	315 円
	1の電子メールアドレスに係る電子メール蓄積容量を追加するサービス	加算額(追加電子メール蓄積容量 10MBごとに月額)	1,050 円

インターネット接続サービス契約約款

サービス	ファミリーパック	1のI型サービス契約のスタンダードタイプ、スーパータイプ及びシンプルタイプ(法人契約は除く、1サービスのみ追加可)の契約に含める1の電子メールアドレスのほかに契約者の申請に基づき2の電子メールアドレスとホームページに係るデータ蓄積容量を追加するサービス		基本額(当社が割り当てる2の電子メールアドレス(容量10M 電子メール蓄積容量100MB、メール保存期間90日)及びホームページアドレスにデータ蓄積容量の追加(データ蓄積容量100MBに月額)	315円
機能	ホーム	1のホームページアドレスに係るデータ蓄積容量を追加するサービス		加算額(追加データ蓄積容量10MBごとに月額)	1,050円
モバイル網接続機能	もばい mos	1のマルチメディア通信網サービス契約に含める1のアクセスポイント(岡崎市内)接続サービス		加算額(同時接続パソコン1台毎)	525円
	もばい +	1のマルチメディア通信網サービス契約に含める1のモバイル網よりのIP接続サービス		加算額(モバイル1回線ごとに同時接続パソコン1台毎)	315円
	もばい +AR	1のマルチメディア通信網サービス契約に含める1の定額料金モバイル網よりのIP接続サービス		加算額(モバイル1回線ごとに同時接続パソコン1台毎)	1,050円
IPアドレス付加サービス		1のI型サービス契約のスタンダードタイプ及びスーパータイプにグローバルIPアドレスを固定するサービス	利用料	基本額(追加する1のグローバルIPアドレスごとに月額)	3,150円
		1のI型サービス契約のスタンダードタイプ及びスーパータイプにDHCPによるグローバルIPアドレスを追加するサービス	利用料	基本額(追加する1のグローバルIPアドレスごとに月額)	735円
サービス	IP電話	1のI型接続サービス契約のシンプルタイプ、スタンダードタイプ及びスーパータイプにIP電話機能を追加するサービス		基本額(1の利用申込みごとに月額)	210円
月額版	ウイルスバスター	1のI型接続サービス契約にウイルスバスター月額版を追加するサービス		基本額(1の利用申込みごとに月額)	441円
備考		1. 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむをえないときその他当社の業務の遂行著しい支障があるときは、現に蓄積している電子メール情報、ホームページ情報を消去する事があります。この場合、当社はあらかじめそのことを契約者に通知します。			

追加手数料

- 適用
付加機能の追加、工事等による機能追加に定額料金を適用します。

2. 追加手数料

区分	単位	料金額
追加手数料	付加機能に係る請求ごとに	1,050 円
法人契約手数料	法人追加サービス開始時に 1 契約ごと	10,500 円

付帯サービス料金表

(契約約款の適用)

1. インターネット接続サービスに関するIPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等に関する費用はMICS「インターネット接続サービス契約約款」第 62 条及び電気通信事業法施行規則第 19 条の 2 に基づき次のように定めます。

(費用)

2. MICSは、インターネット接続サービス契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」)または株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」)にその契約回線で使用するIPアドレスの割当て若しくは返却又はドメイン名取得、変更若しくは廃止の手続き等を行います。MICSは、この申請手続き代行料を料金表として定めます。

(費用の代位弁済)

3. インターネット接続サービス契約者は、JPNICまたはJPRSに対して支払いを要することとなる金額について、MICSが代位弁済することを承諾していただきます。

(料金表等の変更)

4. MICSは、料金表を変更することがあります。この場合には料金等は変更後の料金表によります。

(消費税表記について)

5. この届出料金表に係る料金及び工事に関する費用については支払いを要する額は、届出料金表に規定する額とする。届出料金表は「総額表示方式」(消費税相当額を加算した額)とします

(IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続き代行等料金)

区分	単位	料金額
IPアドレス割当て申請手数料	1 の申請ごとに	6,300 円
ドメイン割当て申請手数料	1 の申請ごとに	6,300 円

(ドメイン維持管理料金)

区分	単位	料金額
ドメイン維持管理料	1 のドメインごとに月額	1,050 円

別表1 新聞社等の基準

区分	基準
1新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議する事を目的とてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます)をいいます。)を供給する事を主な目的とする通信社。

別表2 自営端末設備又は自営電気通新設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区分	技術基準	技術的条件
インターネット接続サービス	端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号)	インターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件

別表3 MICS相互接続事業者

1 三菱電機情報ネットワーク株式会社
2 西日本電信電話株式会社
3 KDDI株式会社
4 KMN株式会社
5 株式会社東海デジタルネットワークセンター
6 日本インターネットエクスチェンジ株式会社

別表 4 インターネット接続サービスにおける基本的な技術的事項

物理的条件	ISO8877(8ピンモジュラコネクタ)に準拠
電気的条件	Ethernetバージョン2(10Base-T)Fast Ethernet(100BASE-TX)準拠

別表 5 技術資料項目

<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信回線設備と端末設備の分界点 2 物理的条件 3 電気的特性 4 論理的接続条件 5 基本的な通信形態とインターフェイス 6 各種選択事項と付加機能
--

附則

附則(平成 23 年 2 月 1 日)

(実施期日)

1.この約款は、平成 23 年 2 月 1 日より実施します。

別紙 1

個人情報保護について

第1条（加入者個人情報の取扱い）

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「宣言書」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

- 2 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページにおいて公表します。
- 3 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第2条（加入者個人情報の利用目的等）

当社は、サービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。

- 一 サービス契約の締結
 - 二 サービス料金の請求
 - 三 サービスに関する情報の提供
 - 四 サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - 五 受信装置の設置及びアフターサービス
 - 六 サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
 - 七 サービスの提供に関連しての第三者への提供（第三項に該当する場合に限る）。
- 2 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 3 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
 - 一 本人が書面等により同意した場合
 - 二 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - ア 第三者への提供を利用目的とすること

- イ 第三者に提供される加入者個人情報の項目
 - ウ 第三者への提供の手段又は方法
 - エ 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
- 三 第3条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
- 四 第4条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合
- 五 当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に対する加入申込みが行われるのと同時にカードユーザー登録を行い、同登録に必要な限度で加入者個人情報をUFJカードもしくはJCBカードに提供する場合（これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に、当社又は当社の代理人からへ連絡して登録情報の修正を行う場合を含みます）。
- 4 当社が、前項により加入者個人情報を提供する第三者は、表1のとおりです。
- 5 当社は、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。
- 6 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。
- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第3条（加入者個人情報の共同利用）

当社は、前条第一項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。

- 2 当社は、約款第9条第3項の規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、又は約款第20条第2項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、約款第9条第3項又は約款第20条第2項の要件に該当するか否かの判断に限ります。
- 3 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第一項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名又は名称は宣言書に定めます。

第4条（加入者個人情報の取扱いの委託）

当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。

- 2 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
- 3 当社は、第一項の委託先との間で、第2条第5項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4 前項の契約には、第一項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第二項及び第三項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第5条（安全管理措置）

当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針第10条から第15条までに定める措置をとります。

第6条（本人による開示の求め）

本人は、当社又は当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2 当社及び当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

3 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第7条（本人による利用停止等の求め）

本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社又は当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- 一 当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
- 二 加入者個人情報の利用の停止
- 三 加入者個人情報の第三者への提供の停止

2 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとります。

3 当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

第8条（本人確認と代理人による求め）

当社は、第2条第6項、第6条1項又は第7条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。

2 本人は、第2条第6項、第6条1項又は第7条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第9条（本人の求めに係る手数料）

当社は、第2条第6項及び第6条1項の求めを受けた場合は、表2に定める手数料を請求します。

2 前項の手数料は、当社から本人（加入者に限る）に対して、通知又は開示をした月の有料放送料金と合わせて収納します。

3 加入者以外の本人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

第10条（苦情処理）

当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

第11条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

インターネット接続サービス契約約款

当社は、第2条第6項、第6条第1項又は第7条第1項に基づく求め、第10条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

第12条（保存期間）

当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別紙1別表3に定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第13条（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

- 2 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
- 3 前二項の規定は、第6条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

表1

加入者個人情報を提供する第三者の一覧表

業務	会社名
該当無し	

表2

加入者が行う請求の種別とその料金

加入者が行う請求の種別	手数料
個人情報の利用目的および開示	3,150円

表3

加入者個人情報の種類とその保存期間

種類	保持期間
申込情報	契約解除後6ヶ月
利用明細	料金支払い後7年間
通信履歴	料金支払い後2ヶ月

クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が支払うべき当社の工事費、利用料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
3. 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

電気通信事業 第 26 条に基づく提供条件の概要表示

制定 平成 16 年 4 月 1 日
ミクスネットワーク株式会社
代表取締役社長 大川博美

電気通信事業サービス

弊社電気通信事業サービスの提供に際し、電気通信事業法第 26 条に基づき、提供条件の概要説明を記載いたします。よくご理解の上、ご契約いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 電気通信事業者の名称

ミクスネットワーク株式会社

2. 電気通信事業者の問合せ連絡先

代表 0564-25-2402(営業時間 9:00 ~ 18:00 年中無休)

3. 電気通信サービスの名称、及びその種別

- | | |
|----------------------------|----------------------------------|
| (1) マルチメディア通信網サービス | (4) スーパータイプ(ケーブルインターネット) |
| (2) シンプルタイプ(ケーブルインターネット) | (5) 法人サービススタンダードライン(ケーブルインターネット) |
| (3) スタンダードタイプ(ケーブルインターネット) | (6) 法人サービススタンダードサーバ(ケーブルインターネット) |

4. 適用される料金

無料の役務提供・または割引等はありません。

標準工事外(弊社施設外の改修・追加工事等)工事費用・調整費用はこれら料金の中には含まれておりません。

5. 解約条件等

- (1) 解約時、費用がかかります。(解約配線引込撤去費用 10,500 円)
- (2) 但し、壁面の補修、穴埋めなどの家屋への補修作業は含みません。

6. サービス提供の範囲外

付加機能サービス もばいる + 1、もばいる + AIR 等をご利用の場合、電波の届かない地域でのご利用はいただけません。詳しくは回線提供元の事業者にご確認ください。(この場合、MICS はプロバイダとして、インターネット接続のみのサービス提供とさせていただきます。)

7. ベストエフォート型サービスについて

弊社サービスは、ベストエフォート型のサービスです。接続機器の設定値を元に速度表記を行なっております。通信設備の状況や他のインターネット接続の環境(トラフィックの混雑等による回線状況による著しい速度の低下等)、外来雑音・流合雑音などの影響で、当該表示速度が出ない場合がございます。

8. IP 電話サービスについて

IP 電話サービスは、インターネット接続サービスの付加機能サービスです。

このため、回線状況が著しく低下した場合、一般加入電話に比較して音声聞き取りづらいなどの通話品質が低下することがあります。

9. 緊急連絡先

サポートセンター フリーコール:0800-200-0080 24 時間受付

有線テレビジョン放送事業

弊社有線テレビジョン事業サービスの提供に際し、提供条件の概要説明を記載いたします。よくご理解の上、ご契約いただきますよう、お願い申し上げます。

1, 2, 4, 5 項、9 項につきましては電気通信事業サービスに同様

3. 有線テレビジョン事業サービスの名称、及びその種別

- (1) デジタル放送サービス
- (2) アナログ放送サービス

6. サービス提供の範囲外

- (1) 落雷等により加入者施設及び受信機等が棄損・破損した場合には、MICS は送信義務の責任を負いません。
- (2) 天災・事変等、不可抗力により有線テレビジョン放送設備が既存・破損した場合には、MICS は送信義務の責任を負いません。また、この場合 MICS は加入者に対して有線テレビジョン放送施設の修復に要する期間の利用料等は免除いたしません。
- (3) これ以外にも、極度の集中豪雨などの天候不順により弊社施設での電波受信が困難な場合・E スポなど地球規模の電波障害発生など、サービス提供ができない場合がございます。

M I C S I P電話サービス

mics phone

利用規約

平成18年 5月 1日

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

当社は、このIP電話サービス利用規約(以下「規約」といいます。)を定め、これによりIP電話サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 当社が別途

定める個別規定及び当社が随時契約者に対し通知する追加規定(以下「個別規定等」といいます。)は、この規約の一部を構成するものとし、この規約と個別規定等との内容が異なる場合には、個別規定等がこの規約に優先して適用されるものとします。

第2条 (規約の変更)

当社は、事前の通知を行うことなくこの規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第3条 (用語の定義)

この規約においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 IP電話サービス	利用契約者の電話機等(利用契約者が接続機器に接続して使用する電話端末機等をいいます。)から入力された音声等をデジタル化し、インターネットプロトコルによる通話を提供するサービス
2 利用契約	当社からIP電話サービスの提供を受けるための契約
3 利用契約者	当社と利用契約を締結している者
4 加入契約	当社からマルチメディア通信網サービスの提供を受けるための契約
5 接続機器	本サービスを利用するために必要となるアダプタ又はモデム等の機器

第2章 利用契約

第4条 (利用契約の単位)

当社は、加入契約ごとに1の利用契約を締結します。

第5条 (利用申込をすることができる者の条件)

利用契約の申込み（以下「利用申込」といいます。）をすることができる者は、利用申込の時点で当社が提供するマルチメディア通信網サービスのうち当社が別に定める品目等を利用中の者及び利用申込と同時に申込み者としてします。

第6条（利用申込）

利用申込をしようとする者は、当社が別に定める方法により当社所定の利用申込書を当社に提出していただきます。

2 20才未満の者が利用申込をしようとする場合は、法定代理人の同意を必要とします。

第7条（利用申込の承諾）

当社は、利用申込があったときは、受け付けた順序にしたがって承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 利用申込をした者が本サービスの料金等の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 利用申込をした者が、本サービス若しくは加入契約の利用停止処分を受けているとき、又は過去に契約を解除されたことがあるとき。
- (4) 利用申込書に虚偽の記載、誤記又は記載漏れがあったとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条（最低利用期間）

本サービスには、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間とします。

第9条（契約内容の変更）

当社は、利用契約者から請求があったときは、契約内容の変更を行います。

2 前項の請求及び承諾については、第6条（利用申込）及び第7条（利用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第10条（権利の譲渡の禁止）

利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第11条（利用契約者が行う利用契約の解除）

利用契約者による利用契約の解除日は、毎月の末日とします。ただし、第8条（最低利用期間）に規定する最低利用期間中の解除があった場合、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を一括して支払っていただきます。

2 利用契約者は、利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする月の20日までに、当社に書面又はその他当社が指定する方法によりその旨を届け出るものとします。

第12条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、その利用契約を解除することがあります。

- (1) 第23条（利用停止）の規定により利用停止をされた利用契約者がなおその事実を解消しないとき。
- (2) 利用契約者が、第5条（利用申込をすることができる者の条件）に規定する条件を満たさなくなったとき。

2 当社は、利用契約者が第23条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ利用契約者にそのことを通知します。

第3章 サービスの提供

第13条 (本サービスの提供範囲)

当社は、利用契約者に対し、この規約及び個別規定等にしたがって、別に定める通話を提供します。

- 2 前項の規定にしたがい本サービスの利用対象となる通話については、接続機器により自動的に本サービスが利用され、他の電気通信事業者が提供するサービスは利用できなくなります。(マイライン、マイラインプラス等、他の電気通信事業者が提供する優先接続に関するサービスも同様に利用できなくなります。)
- 3 本サービスを利用して行われた通話は、他の電気通信事業者が提供する割引サービスの適用対象にはなりません。

第14条 (通話品質)

本サービスに関する通話品質は利用契約者の利用形態及び利用時の通信速度等により変動する場合があります。

- 2 当社は、本サービスに関する通話品質及び接続に関する保証を一切行わないものとします。
- 3 利用契約者が本サービスの利用中に通話品質の低下等何らかの異常を感じた場合、当社にその旨を速やかに通知するものとします。

第4章 接続機器の提供

第15条 (接続機器の貸与)

当社は、利用契約者に対し、本サービスを利用するために必要となる接続機器を貸与します。

第16条 (接続機器の引渡し)

当社は、接続機器を利用契約者が指定する場所に設置し、当該利用契約者がこれを受領することにより接続機器の引渡しを行うものとします。

第17条 (接続機器の使用・保管)

利用契約者は、接続機器を善良なる管理者の注意をもって維持、管理、使用するものとし、当社及び特定事業者の業務に支障が生じる変更、毀損等を生ぜしめないものとします。

第18条 (禁止行為)

利用契約者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分
- (2) 接続機器の分解、解析、改造、改変等
- (3) 接続機器の損壊、破棄等
- (4) 接続機器の著しい汚損(シール貼付、削切、着色など)
- (5) 契約外の不正使用
- (6) 接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
- (7) 接続機器の日本国外持ち出し

(接続機器の故障等)

第19条 (接続機器の故障等)

当社は、利用契約者が、接続機器をその目的に従った使用をしているにもかかわらず、利用契約者の責めに帰さな

インターネット接続サービス契約約款

い事由により当該接続機器が故障、破損又は滅失した場合は、当社の負担により、当該接続機器の修理又は交換を行います。

2 前項にかかわらず、利用契約者の責めに帰すべき事由により接続機器が故障、破損又は滅失した場合は、利用契約者の負担により、当該接続機器の修理又は交換を行っていただきます。

3 当社は、接続機器の故障等に関して、第1項に定める対応の実施以外に一切責任を負わないものとします。

4 火災、地震、落雷、風水害その他の天災地変又は異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による接続機器の故障、破損又は滅失に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

第20条 (接続機器に係る損害賠償請求)

前条(接続機器の修理・交換)の場合において、当社が損害を被った場合は、当社は利用契約者に対して、損害の賠償を請求することができます。

第21条 (利用契約解除後の接続機器返還義務)

利用契約の解除があった場合、利用契約者は、当社に対して別に定める方法による接続機器の返還義務を負います。

2 利用契約の解除後30日以内に接続機器が当社に返還されない場合、利用契約者は、別に定める違約金を支払う義務を負うものとします

第5章 利用中止等

第22条 (利用中止)

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 現に通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 地震、洪水等の天災、火災、停電等の災害または戦争、動乱、騒乱、労働争議等が発生したとき。
- (4) 前各号の他、当社が営業上又は技術上やむを得ないと判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを利用契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第23条 (利用停止)

当社は、利用契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) この規約及び個別規定等に違反したとき。
- (2) 加入契約の利用停止があったとき。
- (3) この規約に基づく料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (4) 故意又は過失により多数の不完了呼を発生させた等で、現に通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) その他本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

第24条 (利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序を維持するために必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益を確保するための緊急通信を取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

第6章 料金等

第25条 (料金)

本サービスの料金は、登録料等の初期費用、月額基本料金、通話料及び手続に関する費用等とし、別に定める料金表によります。

第26条 (料金の支払義務)

利用契約者は、利用申込を行い、その承諾を受けたときは、本サービスの料金を支払わなければなりません。

第27条 (料金の計算方法等)

当社は、本サービスの料金について、別に定めがある場合を除いて、毎月末日締めにて、料金表の規定にしたがい月額計算した上、当該月末日が属する料金月の料金を請求するものとします。

2 月額基本料金の計算については、次のとおりとします。

- (1) 月額基本料金は、毎月末日締めにて、料金表の規定にしたがい月額計算します。ただし、利用契約の開始月においては、月額基本料金は無料とします。
- (2) 利用契約が、解除等理由の如何を問わず終了した場合、当該利用契約が終了した月の月末までの月額基本料金を支払うものとします。
- (3) 利用契約者は、別に定めがある場合を除いて、利用契約期間中に本サービスを利用できない状態が生じた場合であっても、利用期間中の月額基本料金の全額を支払うものとします。

3 通話料の計算については、次のとおりとします。

- (1) 通話料は、毎月末日締めにて、当社が測定した通話時間と料金表の規定にしたがい月額計算します。
- (2) 当社の機器の故障等により通話時間を正しく測定することができなかった場合、利用契約者は、当社が別に定める方法により算定した通話料の支払いを要するものとします。この場合において特別の事情があるときは、利用契約者と協議し、その事情を斟酌するものとします。
- (3) 本サービスによる通話が途切れ、または遅延する等、当社の正常なサービスが利用できなくなる事態が発生した場合、利用契約者に事前に通知することなく接続機器により自動的に利用契約者が加入している電気通信事業者の提供するサービスの利用となる場合があります。この場合の通話料等については、当該電気通信事業者の定める料金が適用されることとなりますが、当該通話料等に関しては当社は一切責めを負わないものとします。

4 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、料金の計算の起算日及び締め日を変更することがあります。

第28条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第29条 (消費税)

利用契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、利用契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額をあわせて支払うものとします。

第30条 (割増金)

利用契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第31条 (遅延損害金)

利用契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 損害賠償

第32条 (責任の制限)

利用契約者は、インターネット及びコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準並びにネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては、当社が本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて予め了承するものとします。

- 2 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(本サービスによる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その利用契約者の損害を賠償します。
- 3 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る1日分の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 4 前項に規定する1日分の料金額は、月額基本料金を30で除して得た額とします。
- 5 前項に規定により計算して得た額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。
- 6 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、第2項乃至第5項の規定は適用しません。
- 7 第2項に規定する損害賠償の事由が発生した日から起算して6ヶ月を経過しても利用契約者からの損害賠償の請求がない場合は、当社は、損害賠償に応じるべき義務を免れるものとします。

第33条 (免責)

当社は、利用契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほかは、何ら責任を負わないものとします。

第8章 雑則

第34条 (利用に係る利用契約者の義務)

利用契約者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 故意に通信を保留したまま放置する等、通信の伝送交換に妨害を与える行為又は与えるおそれのある行為。
- (2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせる行為又は生じさせるおそれのある行為。
- (3) その他本サービスの品質を低下させる行為若しくは低下させるおそれのある行為又は当社の信用を毀損する行為若しくは毀損するおそれのある行為。
- (4) 本サービスの運営を妨げる行為若しくは妨げるおそれのある行為又は本サービスの信用を毀損する行為若し

くは毀損するおそれのある行為。

- (5) 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為。
- (6) 他者又は当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (7) 他者又は当社の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (8) 他者若しくは当社に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為。
- (9) 他者又は当社を誹謗中傷する行為又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
- (10) その他法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為。
- (11) その他当社が不適切と判断する行為。

第35条 (個人情報等の保護)

当社は、利用契約者の営業秘密、又は利用契約者その他の者の個人情報であって通信の秘密に該当しない情報(あわせて、以下「個人情報等」といいます。)を利用契約者本人から直接収集し又は利用契約者以外の者から間接に知らされた場合には、これを保存することができます。

- 2 当社は、これらの個人情報等について、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて、利用又は利用契約者本人以外の者への開示、提供を行わないものとします。
- 3 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

(法令等による制限)

第36条 本サービスの取扱いに関しては、国内及び外国の法令並びに他の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

附則(平成18年5月1日)

(実施期日)

この改正規約は、平成18年 5月 1日より効力を発するものとします。

料金表

1. 初期費用

初期登録料 1,050円(税込)

2. 月額基本料金

月額基本料金 210円(税込)

3. 通話料

国内一般固定電話宛通話 1通話あたり3分ごとに8.4円(税込)

IP電話宛有料通話 1通話あたり3分ごとに8.4円(税込)

国際通話 1通話あたり1分ごとに別に定める料金

携帯電話宛通話 1通話あたり30秒ごとに10.5円(税込)

PHS宛通話 1通話あたり90秒ごとに21.0円(税込)

国際通話料金はホームページにて確認ください。

4. 手続に関する費用

変更手続手数料 1,050円(税込)



ミクスネットワーク株式会社

〒444-2137 岡崎市藪田一丁目1番地5

電話:0564-25-5077(技術部)

電話:0564-25-2490(営業部)

FAX:0564-87-5941

mail:info@catvmics.ne.jp

URL:<http://www.catvmics.ne.jp>

営業時間:9:00~18:00